

<精神障害者保健福祉手帳をお持ちの皆様へ 熊本市からのお知らせ>

## 新型コロナウイルス対策のための臨時的な取扱いとして、更新の際の診断書の提出が猶予されます

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの臨時的な取扱いとして、医師の診断書の提出が最大1年間猶予されます。

### 対象者

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に精神障害者保健福祉手帳の有効期限を迎える方で、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある方

### <注 意>

- ・更新申請書や医師の診断書以外の必要書類は提出が必要です。
- ・診断書の猶予により更新手続きをされた場合、1年以内に診断書を提出する必要があります。

例：更新前の手帳有効期限 令和2年9月30日

⇒診断書の提出猶予期限 令和3年9月30日

- ・診断書の提出が提出猶予期限内に行われなかった場合、お持ちの手帳は失効しますのでご注意ください。
- ・診断書提出まではこれまでの障害等級で認定します。診断書提出後、障害等級判定の結果、障害等級変更となった場合は、新たな等級の手帳を交付します。新たな手帳の有効期間は先に交付した手帳の残期間となります。
- ・年金証書等の写しを添付して申請される方は、通常どおり申請をされてください。
- ・すでに更新手続きが完了している場合は、特に対応は必要ありません。
- ・この臨時的措置はあくまで例外的なものになります。一時的に診断書の提出を猶予しているだけで、最終的には提出いただく必要がありますので、定期的に通院されている方で、医師の診断書の入手が可能な方は、通常どおり診断書を添えて更新申請をされてください。

### 【お問い合わせ先】

担当課名	電話番号
こころの健康センター	096-366-1171
中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118